



## 第8章 景観重要公共施設の整備に

# 関する事項

### I 景観重要公共施設の指定方針（景観法第8条第2項第4号）

道路、河川等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

このことから、景観法には、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。

景観法第8条第2項第4号の景観重要公共施設の指定方針を、以下のとおりとします。

#### (1) 基本的な考え方

道路、河川等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることとします。

#### (2) 基準

本市の優れた景観を構成する上で、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等の要素と一体的に整備、改修を行うことが有効であると判断される公共施設を、景観法第8条第2項第4号に基づく景観重要公共施設とし、次の各号のいずれかに該当するものについて、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を管理者と協議し、定めていくものとします。

- ①その公共施設自体が小牧市の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③小牧山を眺望する視点場など、優れた眺望景観を得られる場所
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項について定めるものとします。また、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものとします。